

議案第 36 号

平成 30 年度狭山市一般会計予算

予算別冊のとおり

平成 30 年 2 月 23 日提出

狭山市長 小谷野 剛

平成30年度狭山市一般会計予算

平成30年度狭山市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,245,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 21,531,307
	1 市民税	10,160,200
	2 固定資産税	9,167,171
	3 軽自動車税	271,800
	4 市たばこ税	939,000
	5 都市計画税	993,136
2 地方譲与税		302,000
	1 自動車重量譲与税	214,000
	2 地方揮発油譲与税	88,000
3 利子割交付金		20,000
	1 利子割交付金	20,000
4 配当割交付金		100,000
	1 配当割交付金	100,000
5 株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6 地方消費税交付金		2,700,000
	1 地方消費税交付金	2,700,000
7 ゴルフ場利用税交付金		36,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	36,000
8 自動車取得税交付金		100,000
	1 自動車取得税交付金	100,000
9 国有提供施設等所在市町村助成 交付金等		648,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金等	648,000
10 地方特例交付金		100,000
	1 地方特例交付金	100,000
11 地方交付税		2,070,000
	1 地方交付税	2,070,000
12 交通安全対策特別交付金		20,000
	1 交通安全対策特別交付金	20,000
13 分担金及び負担金		260,547
	1 負担金	260,547

款	項	金額
14 使用料及び手数料		千円 920,576
	1 使用料	657,659
	2 手数料	262,917
15 国庫支出金		6,067,248
	1 国庫負担金	5,206,138
	2 国庫補助金	824,867
	3 国庫委託金	36,243
16 県支出金		2,701,192
	1 県負担金	1,866,116
	2 県補助金	, 604,699
	3 県委託金	230,377
17 財産収入		43,884
	1 財産運用収入	11,584
	2 財産売払収入	32,300
18 寄附金		20,100
	1 寄附金	20,100
19 繰入金		1,247,500
	1 特別会計繰入金	2
	2 基金繰入金	1,247,498
20 繰越金		600,000
	1 繰越金	600,000
21 諸収入		1,012,146
	1 延滞金、加算金及び過料	49,121
	2 市預金利子	144
	3 貸付金元利収入	383,245
	4 受託事業収入	78,373
	5 収益事業収入	50,000
	6 雑入	451,263
22 市債		2,684,500
	1 市債	2,684,500
歳入合計		43,245,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 318,647
	1 議会費	318,647
2 総務費		5,296,753
	1 総務管理費	4,283,680
	2 徴税費	613,365
	3 戸籍住民基本台帳費	281,003
	4 選挙費	53,849
	5 統計調査費	22,059
	6 監査委員費	42,797
3 民生費		18,613,636
	1 社会福祉費	8,722,868
	2 児童福祉費	7,691,825
	3 生活保護費	2,182,697
	4 災害救助費	16,246
4 衛生費		3,904,997
	1 保健衛生費	1,529,584
	2 清掃費	2,375,413
5 労働費		180,765
	1 労働諸費	180,765
6 農林水産業費		194,998
	1 農業費	194,998
7 商工費		675,197
	1 商工費	675,197
8 土木費		3,939,843
	1 土木管理費	236,201
	2 道路橋りょう費	1,042,539
	3 都市計画費	2,436,142
	4 住宅費	224,961
9 消防費		2,139,207
	1 消防費	2,139,207
10 教育費		4,287,206
	1 教育総務費	681,284

款	項	金額
	2 小学校費	千円 1,077,433
	3 中学校費	370,665
	4 幼稚園費	291,606
	5 社会教育費	650,200
	6 保健体育費	1,216,018
11 公債費		3,613,576
	1 公債費	3,613,576
12 諸支出金		175
	1 土地開発基金繰出金	175
13 予備費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		43,245,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
入曾地区地域交流施設（仮称）整備事業費	平成30年度から 平成31年度まで	千円 842,663
埼玉県議会議員一般選挙費	平成30年度から 平成31年度まで	5,601
狭山市議会議員一般選挙費	平成30年度から 平成31年度まで	18,893
産業労働センター指定管理料	平成30年度から 平成31年度まで	39,000
都市計画マスタープラン策定委託料	平成30年度から 平成31年度まで	7,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市庁舎設備等改修事業費	千円 45,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
入曾地区地域交流施設（仮称）整備事業費	104,200	同 上	同 上	同 上
旧新狭山地区センター解体事業費	18,200	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付事業費	3,500	普通貸借	延滞の場合を除き無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき埼玉県が定めた融通条件による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健センター改修事業費	千円 10,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
ごみ処理施設整備事業費	241,200	同上	同上	同上
旧勤労福祉センター解体事業費	51,000	同上	同上	同上
旧智光山荘解体事業費	79,300	同上	同上	同上
道路修繕事業費	67,900	同上	同上	同上
一般市道整備事業費	15,200	同上	同上	同上
道路改良事業費	10,800	同上	同上	同上
橋りょう整備事業費	31,600	同上	同上	同上
都市計画道路整備事業費	20,500	同上	同上	同上
旧市営住宅上諏訪団地等解体事業費	45,300	同上	同上	同上
防災設備整備事業費	13,800	同上	同上	同上
小学校校舎等改修事業費	87,300	同上	同上	同上
小学校空調設備改修事業費	68,700	同上	同上	同上
中学校施設整備事業費	20,200	同上	同上	同上
臨時財政対策債	1,750,000	同上	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上
計	2,684,500			